

「食品安全衛生管理法」に係る過料の処理原則

食品安全衛生管理法（以下、「本法」という）第9章において、本法に定める義務に違反する場合についての罰則が数多く設けられているものの、その制裁基準については詳しく説明されているわけではない。この状況を踏まえ、衛生福利部は主務機関として、行政機関の過料の制裁基準を統一し、執行の公平性を確立するために、2016年に「食品安全衛生管理法第44条第1項過料の制裁基準」を制定し、そして2020年12月末に本法第45条における表示の不実・誇張又は誤解を招きやすい事件、及び2021年1月末に表示の規定違反事件について、それぞれ過料の処理原則を制定した。これをもって、行政機関の裁量の透明性及び公正性の向上に繋がるほか、今後業者が違法のおそれのあるときに、その受けるべきリスクをより予見することができると考えられる。

これに関連し、弊所は、「食品安全衛生管理法第45条第1項における表示の不実・誇張又は誤解を招きやすい表示に関する過料の処理原則」（以下、「表示不実の過料処理原則」という）及び「食品安全衛生管理法第47条第8号及び第10号における表示の規定違反に関する過料の処理原則」（以下、「表示規定違反の過料処理原則」という）について、その概要を以下に説明する。

一、 過料の裁量に関する斟酌要素

上述二つの処理原則の附表に基づいていうと、行政機関が過料の金額を裁量するとき、第一に斟酌すべき要素は「規定違反の回数」となっている。「表示不実の過料処理原則」を例としてみると、第1回目の規定違反はNT\$4万、第2回目はNT\$6万、第3回目はNT\$10万、第4回目はNT\$15万、第5回目と以降はNT\$20万以上の過料を科することとなる。それに、上述の金額は、あくまでも過料の最低基準額であり、行政機関は、なおもその他事実を斟酌して、その基準額に係数をかけて加重することができる。ここで判断となる事実には、規定違反者の資力条件、規定違反者の主観が故意であるか又は過失であるかということ、規定違反による健康被害の程度などが挙げられている（詳細については、下記の「表一：食品安全衛生管理法の規定違反に係る過料の斟酌」を参照）。

上述の判断基準のほか、行政機関はさらに、法規違反者の知恵や才識の程度、関連業務への従事の経験や経歴、並びに違法行為の発生後の、危険又は損害の

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

発生若しくは拡大の抑制に向けた違反者の態度及び作為を斟酌することができる（「表示不実の過料処理原則」第3点及び「表示規定違反の過料処理原則」第3点を参照）。

二、 審議チームの設置

今回衛生福利部が制定し、発布した「表示不実の過料処理原則」及び「表示規定違反の過料処理原則」において、附表の中で制裁の斟酌要素を説明するほか、両方ともに第4点に「主務機関は、過料を科す案件に係る規定違反の事実及び過料の金額についての審議を行うために、学者や専門家及び機関の代表を招集し、審議チームを結成して行わせることができる。」と定めた。これによって、行政機関による恣意的な過料制裁になることを避け、処分に更なる公平性と公信力を備えさせることが期される。

■ 表一：食品安全衛生管理法の規定違反に係る過料の斟酌

根拠条文	規定違反行為	斟酌原則
本法第45条第1項： <u>違反した者は、NT\$4万以上400万以下の過料に処する。</u>	食品、食品添加物、食品用洗剤及び中央主務機関により公告された食品の器具・容器又は包装について、その表示に不実、誇張又は誤解を招きやすい状況を有する。	一、規定違反の回数 ¹ に基づき、回数ごとに次に掲げる過料の基準額（A）を科する。 (一) 第1回目：NT\$4万 (二) 第2回目：NT\$6万 (三) 第3回目：NT\$10万 (四) 第4回目：NT\$15万 (五) 第5回目以降：NT\$20万以上。 二、次に掲げる加重の事実 ² に該当する場合は、過料の基準額（A）に、それぞれ当該各号に掲げる係数をかけて加重した金額（=AxBxCxDxE）を過料の最終金額とする。 (B) 資力による加重：規定違反の事実が発見された当日の前12ヶ月以内に、規定違反のすべての製品の売上高又は登記した資本額が規定された金額に達した場合。最大で5倍までとする（B=最大

¹ 主務機関が規定違反の事実を発見した当日から1年を経過して、はじめて同一条項に違反する他の案件を発見した場合は、規定違反の回数について、最初から起算しなければならない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		<p>5)。 (C) 故意に規定違反行為をした場合、2倍する (C=2)。 (D) 健康被害程度：表示の規定違反によって消費者の健康を害することが証明された場合、2倍する (D=2)。 (E) その他参考となる加重の事実がある場合。</p>
<p>本法第 47 条第 8 号： <u>違反した者は、NT\$3 万以上 300 万以下の過料に処する。</u></p>	<p>容器又は外箱を有する食品、食品原料、食品添加物、食品用洗剤、若しくは中央主務機関により公告された食品の器具・容器又は包装において、表示すべき事項について表示がなされない状況がある。</p>	<p>一、規定違反の回数に基づき、回数ごとに次に掲げる過料の基準額 (A) を科する。 (一) 第 1 回目：NT\$3 万 (二) 第 2 回目：NT\$5 万 (三) 第 3 回目：NT\$7 万 (四) 第 4 回目：NT\$10 万 (五) 第 5 回目以降：NT\$15 万以上。 二、次に掲げる加重の事実該当する場合は、過料の基準額 (A) に、それぞれ当該各号に掲げる係数をかけて加重した金額 (=AxBxCxDxE) を過料の最終金額とする。 (B) 資力による加重：規定違反の事実が発見された当日の前 12 ヶ月以内に、規定違反のすべての製品の売上高又は登記した資本額が規定された金額に達した場合。最大で 5 倍までとする (B=最大 5)。 (C) 故意に規定違反行為をした場合、2倍する (C=2)。 (D) 健康被害程度：表示の規定違反によって消費者の健康を害することが証明された場合、2倍する (D=2)。 (E) その他参考となる加重の事実がある場合。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>本法第 47 条 第 10 号： <u>違反した者</u> は、<u>NT\$3 万</u> <u>以上 300 万</u> <u>以下の過料</u> <u>に処する。</u></p>	<p>飲食を直接提供する 場所、又は特定のば ら売り食品販売者 に、表示すべき事項 について表示がなさ れない状況がある。</p>	<p>上述の本法第 47 条第 8 号の規定と同様。</p>
---	---	--------------------------------



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。